

(韓国) 植物新品種保護法施行規則仮訳

[施行 2013.10.18] [農林畜産食品部令第 46 号、 2013.10.18 制定]

農林畜産食品部 (種子生命産業担当) 044-201-2479、2480

海洋水産部 (養殖産業担当) 044-200-5633、5634

韓国国立種子院 (KSVS) ホームページより (原文韓国語) :

http://www.seed.go.kr/administration/law/protection_sub_view.jsp?seq=249&npage=1&category=23

目 次

第1章 総則	145
第1条 (目的)	
第2章 育成者の権利の保護	145
第1節 通則	
第2条 (翻訳文の添付)	
第3条 (代理人の選任及び解任)	
第4条 (複数当事者の代表者の選定及び解任)	
第5条 (承継人の資格等に関する証明)	
第6条 (国籍証明等)	
第7条 (氏名等の変更の届出)	
第8条 (期間の延長の申請)	
第9条 (期間の指定)	
第10条 (期間の遅延救済申請)	
第11条 (書類の援用)	
第12条 (書類等の補正)	
第13条 (書類等の提出)	
第14条 (郵便物の配達遅延)	
第15条 (郵便物の紛失)	
第16条 (郵便業務の中断)	
第17条 (電子文書で提出することができる書類及び提出方法)	
第18条 (電子文書利用申告の手続等)	
第19条 (電子文書による通知等)	

第 20 条 (手続の続行の通知)

第 21 条 (放棄または取下げ)

第 2 節 品種保護出願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 150

第 22 条 (新規性を証明する書類の提出)

第 23 条 (協会の範囲)

第 24 条 (正当な権利者の異議申請)

第 25 条 (正当な権利者に対する通知)

第 26 条 (協議の結果の届出)

第 27 条 (権利の承継申告)

第 28 条 (持分の記載)

第 29 条 (職務育成品種の申告)

第 30 条 (職務育成者の品種保護出願)

第 31 条 (政府機関の無償実施)

第 32 条 (見積書)

第 33 条 (実施承認申請書)

第 34 条 (随意契約申込書)

第 35 条 (予定価格の決定基準)

第 36 条 (契約書)

第 37 条 (台帳の備え付け)

第 38 条 (変更事項の通知)

第 39 条 (職務育成者の義務)

第 40 条 (品種保護出願書)

第 41 条 (優先権証明書類の提出等)

第 42 条 (品種保護出願登録簿等)

第 43 条 (補正の却下の決定)

第 3 節 審査等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 155

第 44 条 (品種保護出願の公開日)

第 45 条 (出願公開)

第 46 条 (公開された品種保護出願に関する情報の提供)

第 47 条 (審査の方法)

第 48 条 (調査または試験の委託手続等)

第 49 条 (拒絶決定等)

第 50 条 (意見書の提出)

第 51 条 (品種保護の決定)

第 52 条 (品種保護料の追加納付又は補填による品種保護出願などの回復)

第 4 節 品種保護権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 158

第 53 条 (種子試料の保管)

第 54 条 (品種保護権登録証)

第 55 条 (品種保護権の相続に関する申告等)

第 56 条 (通常実施権の設定についての財政の請求)

第 57 条 (答弁書の提出)

58 条 (通常実施権の期間の延長の請求)

第 59 条 (裁定の取消しの申立て)

第 60 条 (答弁書の提出)

第 61 条 (裁定の取消決定)

第 62 条 (品種保護権の取り消し)

第 63 条 (品種保護権の消滅発表)

第 64 条 (品種保護の表示)

第 5 節 審判と再審・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 161

第 65 条 (審判請求書)

第 66 条 (審判番号の付与等)

第 67 条 (答弁書の提出)

第 68 条 (証明資料の添付)

第 69 条 (審判委員の除斥申請書等)

第 70 条 (口頭審理の方法)

第 71 条 (審判の参加申込書)

第 72 条 (意見書の提出)

第 73 条 (証拠保全申請)

第 74 条 (審判請求の取下げ)

第 75 条 (審理終結の通知後に提出された書類)

第 76 条 (審理の再開申請)

第 77 条 (審判の決定書)

第 78 条 (審判費用)

第 79 条 (再審の請求書)

第 3 章 品種の名称・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 163

第 80 条 (協議の結果の届出)

第 81 条 (品種名称登録出願番号の通知)

- 第 82 条 (新品種の名前の提出)
- 第 83 条 (品種名称登録出願公告)
- 第 84 条 (審査規定の準用)
- 第 85 条 (品種名称登録原簿)
- 第 86 条 (品種名称登録異議の申立て)
- 第 87 条 (答弁書の提出)
- 第 88 条 (品種名称登録異議の申立てについての決定)
- 第 89 条 (拒絶決定等)

第4章 補則 166

- 第 90 条 (公報)
- 第 91 条 (紛争の調整)
- 第 92 条 (使用文字)
- 第 93 条 (書類の閲覧等)
- 第 94 条 (権限の委託を受けることができる団体等)

附則<第 46 号、 2013.10.18 > 167

(韓国) 植物新品種保護法施行規則仮訳

[施行 2013.10.18] [農林畜産食品部令第 46 号、 2013.10.18 制定]

農林畜産食品部 (種子生命産業担当) 044-201-2479 、 2480

海洋水産部 (養殖産業担当) 044-200-5633 、 5634

韓国国立種子院 (KSVS) ホームページより (原文韓国語) :

http://www.seed.go.kr/administration/law/protection_sub_view.jsp?seq=249&npage=1&category=23

第 1 章 総則

第 1 条 (目的) この規則は、「植物新品種保護法」及び同法施行令で委任された事項とその施行に必要な事項を規定することを目的とする。

第 2 章 育成者の権利の保護

第 1 節 通則

第 2 条 (翻訳文の添付) 国籍証明書及び「植物新品種保護法」(以下「法」という。)第 31 条の規定による優先権の主張に関する書類など外国語で記した書類を提出しようとする者は、その書類にハングルで翻訳文を添付しなければならない。

第 3 条 (代理人の選任及び解任) ①品種保護を受けようとする者が代理人を選任した場合には、別紙第 1 号書式の委任状を山林庁長・国立種子院長・国立水産科学院長又は法第 90 条第 1 項の規定による品種保護審判委員会(以下「審判委員会」という)の委員長(以下「審判委員会委員長」という。)に提出しなければならない。

②第 1 項の規定により選任された代理人の解任を届けようとする者は、別紙第 2 号書式の申告書に次の各号の書類を添付して、山林庁長・国立種子院長・国立水産科学院長又は審判委員会委員長に提出しなければならない。

1. 申告内容を証明する書類 1 部
2. 代理権を証明する書類 1 部 (代理人を通じて提出する場合のみ該当する)

第 4 条 (複数当事者の代表者の選定及び解任) ①法第 7 条第 1 項但書の規定により代表者を選定しようとする者は、別紙第 3 号書式の申告書に次の各号の書類を添付して、山林

庁長・国立種子院長・国立水産科学学院院长や審判委員会委員長に提出しなければならない。

1. 申告内容を証明する書類 1 部
2. 代理権を証明する書類 1 部（代理人を通じて提出する場合のみ該当する）

②第 1 項の規定により選定された代表者の解任を届けようとする者は、別紙第 3 号書式の申告書に次の各号の書類を添付して、山林庁長・国立種子院長・国立水産科学学院院长又は審判委員会委員長に提出しなければならない。

1. 申告内容を証明する書類 1 部
2. 代理権を証明する書類 1 部（代理人を通じて提出する場合のみ該当する）

第 5 条（承継人の資格等に関する証明） ①山林庁長・国立種子院長・国立水産科学学院院长又は審判委員会委員長は、品種保護を受けることができる権利を承継した者が品種保護に関する山林庁、国立種子院、国立水産科学院または審判委員会での手続（以下「品種保護に関する手続」という。）を行おうとする場合に必要であると認めるときは、承継人であることを証明する書類を提出させることができる。

②品種保護に関する手続を行おうとする者がその手続をするのに第三者の許可、認可、同意又は承諾が必要な場合は、これを証明する書類を山林庁長・国立種子院長・国立水産科学学院院长又は審判委員会委員長に提出しなければならない。

第 6 条（国籍証明等） ①山林庁長・国立種子院長・国立水産科学学院院长又は審判委員会委員長は、外国人が品種保護に関する手続を行おうとする場合に必要であると認めるときは、国籍証明書を提出させることができる。

②山林庁長・国立種子院長・国立水産科学学院院长又は審判委員会委員長は、外国人が品種保護に関する手続を行おうとする場合に必要であると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する書類を提出させることができる。ただし、その外国人の属する国が「世界貿易機関設立のためのマラケシュ協定」附属書 1 の「貿易関連知的所有権に関する協定」の加盟国、「植物新品種保護のための国際条約」の加盟国または品種保護に関して大韓民国との相互保護することを約束した国である場合は除く。

1. 「世界貿易機関設立のためのマラケシュ協定」附属書 1 の「貿易関連知的所有権に関する協定」の加盟国、「植物新品種保護のための国際条約」の加盟国または品種保護に関して大韓民国との相互保護することを約束した国のいずれかの国の領域に住所又は営業所を持っている場合は、これを証明する書類
2. 外国人が属する国が、大韓民国国民に対してその国民と同じ条件で品種保護権ま

たは品種保護を受けることができる権利の享受を認める場合には、これを証明する書類

3. 大韓民国がその外国人に対して品種保護権または品種保護を受けることができる権利の享受を認める場合であって、その外国人の属する国が大韓民国国民に対してその国民と同じ条件で品種保護権または品種保護を受けることができる権利の享受を認める場合には、これを証明する書類

第7条（氏名等の変更の届出）品種保護に関する手続をした者が氏名・住所（法人の場合には、その名称、代表者の氏名及び営業所の所在地をいう）を変更したり、訂正する場合は、別紙第4号書式の申告書に次の各号の書類を添付して、山林庁長・国立種子院長・国立水産科学院長又は審判委員会委員長に提出しなければならない。

1. 申告内容を証明する書類1部（住民登録証を提示するだけでは申告内容を証明できない場合のみ該当する）
2. 代理権を証明する書類1部（代理人を通じて提出する場合のみ該当する）

第8条（期間の延長の申請）法第8条第1項又は第2項の規定により期間の延長を申請しようとする者は、別紙第5号書式の延長申請書を山林庁長・国立種子院長・国立水産科学院長・審判委員会委員長、法第95条第2項の規定による審判長（以下「審判長」という。）や、法第36条第1項の規定による審査（以下「審査官」という。）に提出しなければならない。この場合、代理人を通じて提出する場合には、その代理権を証明する書類を添付しなければならない。

第9条（期間の指定）法第9条の規定による補正期間及び法第42条第2項の規定による意見書提出期間等の法律に基づいて、山林庁長・国立種子院長・国立水産科学院長・審判委員会委員長・審判長又は審査官が定めることができる期間は、2ヶ月以内とする。ただし、品種保護に関する手続に関連する試験および分析等のための期間が必要であると認められる場合には、その指定期間は、試験および分析などにかかる期間とする。

第10条（期間の遅延救済申請）法第10条第2項の規定による無効処分を取り消し及び法第15条で準用する「特許法」第17条の規定による遅延手続きの後日補完を申請しようとする者は、別紙第6号書式の救済申請書に次の各号の書類を添付して、山林庁長・国立種子院長・国立水産科学院長又は審判委員会委員長に提出しなければならない。

1. 期間遅延の理由を証明する書類1部
2. 代理権を証明する書類1部（代理人を通じて提出する場合のみ該当する）

第11条（書類の援用）①品種保護に関する手続をする者複数の手続きを同時に行う場合

であって、第3条第2項、第4条から第7条まで、第22条または第41条第1項により提出する証明書類の内容が同じ場合には、そのうちの1件のみの証明書類の原本を提出し、他のものには、その写しを山林庁長・国立種子院長・国立水産科学院長又は審判委員会委員長に提出することができる。

②品種保護に関する手続をする者が、山林庁長・国立種子院長・国立水産科学院長又は審判委員会委員長に、第3条第2項、第4条から第7条まで、第22条または第41条第1項の規定により既に提出された証明書類などの証明書類を提出しなければならない場合であって、これを援用（援用）する場合は、その旨を明確に書いて、そのコピーを山林庁長・国立種子院長・国立水産科学院長又は審判委員会委員長に提出することができる。

第12条（書類等の補正）法第9条、第33条、第93条第2項ただし書及び法第98条で準用する「特許法」第141条の規定により補正しようとする者は、別紙第7号書式の補正書次の各号の書類及び物件を添付して、山林庁長・国立種子院長・国立水産科学院長又は審判委員会委員長に提出しなければならない。

1. 補正内容を証明する書類やその他の物の各1部
2. 代理権を証明する書類1部（代理人を通じて提出する場合のみ該当する）

第13条（書類等の提出）山林庁長・国立種子院長・国立水産科学院長・審判長又は審査官から品種保護に関する手続きの処理のために書類やその他の物件の提出命令を受けた者は、別紙第8号書式の届出書と一緒に、その書類やその他の物を提出しなければならない。この場合、代理人を通じて提出する場合には、その代理権を証明する書類を添付しなければならない。

第14条（郵便物の配達遅延）①山林庁長・国立種子院長・国立水産科学院長又は審判委員会委員長に提出する書類やその他の物で提出期間が定められたものを書留郵便で提出した場合、郵便物の配達遅延によりその書類やその他の物が提出期間内に到達しなかった場合には、品種保護出願人は、その書類やその他の物を提出期限までに郵便で発送したという事実を証明する書類を山林庁長・国立種子院長・国立水産科学院長または審判委員会委員長に提出することができる。

②第1項の規定により提出された証拠書類によっては、書類やその他の物が提出期間内に山林庁長・国立種子院長・国立水産科学院長又は審判委員会委員長に到達しなかった原因は、郵便物の配達遅延に起因するものと認められる場合は、その書類やその他の物は、提出期間内に提出されたものとみなす。

第 15 条（郵便物の紛失） 山林庁長・国立種子院長・国立水産科学院長又は審判委員会委員長に提出する書類やその他の物が入っている郵便物の紛失については、第 14 条の規定を準用する。

第 16 条（郵便業務の中断） ①山林庁長・国立種子院長・国立水産科学院長又は審判委員会委員長に提出する書類やその他の物で提出期間が定められたものを郵便で提出する場合に、品種保護出願人又はその代理人の住所や営業所が属する地域や滞在地での天災やその他のやむを得ない事由により提出期間の満了日前 10 日の間に郵便業務が中断され、その書類やその他の物が提出期間内に到達しなかった場合には、品種保護出願人は、その旨を証明する書類を山林庁長・国立種子院長・国立水産科学院長又は審判委員会委員長に提出することができる。

②第 1 項の規定により提出された証拠書類によっては、書類やその他の物が提出期間内に山林庁長・国立種子院長・国立水産科学院長又は審判委員会委員長に到達しなかった原因は、郵便業務の中断に起因するものと認められる場合であって品種保護出願人が郵便業務が回復された日から 5 日以内に、その書類やその他の物を郵便で発送した事実を証明する場合には、その書類やその他の物は、提出期間内に提出されたものとみなす。

第 17 条（電子文書で提出することができる書類及び提出方法） ①法第 12 条第 1 項の規定により山林庁長・国立種子院長・国立水産科学院長又は審判委員会委員長に電子文書で提出する書類は、次の各号以外の書類とする。

1. 第 2 項の規定による収録リストを記した書類
2. 第 54 条第 2 項の規定による品種保護権登録証の訂正発給申請書

②法第 12 条第 1 項の規定により山林庁長・国立種子院長・国立水産科学院長又は審判委員会委員長に電子文書を電子的記録媒体に収録して提出する場合には、その収録の一覧を記した書類を一緒に提出しなければならない。

③法第 12 条第 1 項の規定により電子文書を提出しようとする者がその電子文書を期限前に、情報通信網を利用して発送したが、情報通信網の障害、提出済の機関が使用しているコンピュータや関連機器の障害により、期限までに提出できなかった場合には、その障害が除去された次の日にその期限が到来したものとみなす。

第 18 条（電子文書利用申告の手続等） ①法第 13 条第 1 項の規定による電子文書の提出は、山林庁・国立種子院・国立水産科学院または審判委員会のインターネットホームページにされた手順に基づいて当該機関のインターネットホームページを通じて、山林庁長・

国立種子院長・国立水産科学院長又は審判委員会の委員長にしなければならない。

②法第 13 条第 1 項の規定による電子署名は、認定証明書を利用したり、その他農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官が定める方法とする。

第 19 条（電子文書による通知等）

山林庁長・国立種子院長・国立水産科学院長・審判委員会委員長・審判長又は審査官は、法第 13 条第 1 項の規定により電子文書利用申告をした者のうち、電子文書で通知したり、送達を受けようとする者については、法令に特別の規定がある場合を除いて、すべての書類を情報通信網を利用して通知または送達することができる。

第 20 条（手続の続行の通知）山林庁長・国立種子院長・国立水産科学院長又は審判長は、法第 15 条で準用する「特許法」第 19 条の規定により承継人に対して品種保護に関する手続きを続行させる場合には、その旨を当事者に書面で通知しなければならない。

第 21 条（放棄または取下げ）品種保護に関する手続きを行った者がその手続きを放棄したり、取り下げる場合には、別紙第 9 号書式の放棄書または取下げ書に次の各号の書類を添付して、山林庁長・国立種子院長・国立水産科学院長や審判委員会委員長に提出しなければならない。

1. それを証明する書類 1 部（相手の同意が必要な場合のみ該当する）
2. 代理権を証明する書類 1 部（代理人を通じて提出する場合のみ該当する）

第 2 節 品種保護出願

第 22 条（新規性を証明する書類の提出）法第 17 条第 2 項の規定により新規性を備えていると認められようとする者は、別紙第 10 号書式の届出書に次の各号の書類を添付して、山林庁長・国立種子院長や国立水産科学院長に提出しなければならない。ただし、品種保護出願と同時に、新規性を証明する書類を提出する場合には、品種保護出願書にその証明書類を提出する旨を書くことで届出書に代えることができる。

1. 新規性を証明する書類 1 部
2. 代理権を証明する書類 1 部（代理人を通じて提出する場合のみ該当する）

第 23 条（協会の範囲）法第 18 条第 2 項第 4 号の「共同部令で定める種子産業関連の協会」と「民法」第 32 条の規定により農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官の許可を受けて設立された種子産業関連団体をいう。

第 24 条（正当な権利者の異議申請）法第 23 条の規定による正当な権利者が品種保護を受けることができる権利を盗用した者（以下「無権利者」という。）の品種保護出願を理由に異議申立てをする場合には、別紙第 11 号書式の異議申立書には、次の各号の書類を添付して、山林庁長・国立種子院長や国立水産科学院長に提出しなければならない。

1. 正当な権利者であることを証明する書類 1 部
2. 代理権を証明する書類 1 部（代理人を通じて提出する場合のみ該当する）

第 25 条（正当な権利者に対する通知）山林庁長・国立種子院長・国立水産科学院長又は審判委員会委員長は、無権利者の品種保護出願という理由で、その品種保護出願に対して拒絶決定をしたり、拒絶決定に対する審判請求の棄却審決を確定するか、または品種保護の無効審決が確定した場合には、これを正当な権利者に書面で通知しなければならない。

第 26 条（協議の結果の届出）法第 25 条第 2 項又は第 27 条第 2 項の規定による協議によって定められた品種保護出願をお届けしようとする者は、同じ品種の品種保護出願人全員が記名押印した別紙第 12 号書式の申告書に次の各号の書類を添付して、山林庁長・国立種子院長や国立水産科学院長に提出しなければならない。

1. 協議成立の事実およびその内容を証明する書類 1 部
2. 代理権を証明する書類 1 部（代理人を通じて提出する場合のみ該当する）

第 27 条（権利の承継申告）法第 27 条第 3 項または第 4 項の規定により品種保護出願人の名義変更や品種保護権の相続、またはその他の一般承継を届け出しようとする者は、別紙第 13 号書式の申告書に次の各号の書類を添付して、山林庁長・国立種子院長や国立水産科学院長に提出しなければならない。

1. 提出の原因を証明する書類 1 部
2. 許可認可、同意又は承諾を受けたことを証明する書類 1 部（第 3 者の許可認可、同意又は承諾が必要な場合のみ該当する）
3. 権利に関する持分を証明する書類 1 部（持分が約定されている場合のみ該当する）
4. 代理権を証明する書類 1 部（代理人を通じて提出する場合のみ該当する）

第 28 条（持分の記載）2 人以上が共同で品種保護出願をしたり、法第 27 条第 3 項の規定による品種保護出願人の名義変更を申告する場合であって、品種保護出願人又はその承継人の権利について持分を定めた場合には、別紙第 13 号書式の申告書または別紙第 19 号書式の品種保護出願書にこれを証明する書類を添付して、山林庁長・国立種子院長や国立水産科学院長に提出しなければならない。

第 29 条（職務育成品種の申告）①職務上の新品種を育成した公務員（以下「職務育成

者」という。)は、「植物新品種保護法施行令」(以下、「令」という。)第4条の規定により職務育成品種を届け出したい場合には、別紙第14号書式の申告書に職務育成品種説明書を添付して、彼が所属している機関の長(以下「育成機関の長」という。)に提出しなければならない。

②第1項の規定による職務育成品種の申告書には、次の各号の事項を記載しなければならない。

1. 所属機関の業務：職務育成品種の育成当時職務育成者が所属している機関の業務の範囲を記述する、特にその職務育成品種に係る調査・研究・試験等の業務範囲を記述すること
2. 職務育成者の使命：職務育成品種の育成当時職務育成者が所属している機関で、彼が引き受けた職務および業務を記述すること
3. 職務育成品種の実用性：その職務育成品種の実用的な価値と農業への貢献を記述すること
4. 職務育成品種の特長：その職務育成品種の区別性・均一性や安定性などを記述すること
5. 署名捺印：職務育成者が署名捺印すること

第30条(職務育成者の品種保護出願)令第8条第1項但書の規定により職務育成者の名義で品種保護出願をした場合、その職務育成者は、別紙第15号書式の出願申告書に次の各号の書類を添付して育成機関の長に提出しなければならない。

1. 職務育成品種説明書1部
2. 令第8条第1項ただし書に該当する事由を証明する書類1部
3. 品種保護出願書の写し1部

第31条(政府機関の無償実施)令第11条第2項の規定により政府機関の長(育成機関の長を含む)が、国有品種保護権を無償で実施することができる場合は、政府機関から直接、公用または公共用に国有品種保護権を実施する場合とする。

第32条(見積書)令第12条第2項第2号及び第15条第2号の規定による見積書は、別紙第16号書式に従う。

第33条(実施承認申請書)令第12条第2項の規定による実施承認申請書は、別紙第17号書式に従う。

第34条(随意契約申込書)令第15条の規定による随意契約申込書は、別紙第18号書式

に従う。

第 35 条（予定価格の決定基準） ①国有品種保護権の譲渡予定価格は、次の各号の金額に基づいて算定する。

1. 国有品種保護権の存続期間中の実施料の合計の見積もり
2. 同じような国有品種保護権の売買価格（第 1 号の規定により譲渡予定価格を算定することができない場合のみ該当する）

②有償で国有品種保護権の専用実施権を設定し、又は通常実施権を許諾する場合、その実施料の予定価格は、次の計算式に基づいて定める。

国有品種保護権を利用した種子の総販売数量や総販売予定数量（実施期間のうち最初の増殖の期間の数量は除く）×種子の販売予定単価×基本率

③第 2 項の総販売予定数量を予測することができない場合には、総販売予定数量を契約申込者が製造・販売する約定数量に置き換えることができ、約定数量を超えて生産・販売したときは、その超過分に対する量を追加する。

第 36 条（契約書） 令第 19 条の規定による契約書には、国有品種保護権の処分の種類（専用実施権又は通常実施権の場合には、その実施権の範囲を一緒に記載しなければならない）、譲渡代金または実施料、譲渡代金または実施料の支払方法と期間、保証金額及び契約違反時の保証金の処分に関する事項等を記載しなければならない。

第 37 条（台帳の備え付け） 令第 25 条の規定による国有品種保護権の処分及び管理台帳の作成については、「国有財産法施行令」第 68 条第 1 項の規定を準用する。

第 38 条（変更事項の通知） 令第 26 条及び第 27 条の規定による補償金を受けているか、取得見込みの者および育成機関の長は、職務育成者が転職・退職または死亡した場合には、遅滞なく、これを山林庁長・農村振興庁長または国立水産科学学院院长に通知しなければならない。

第 39 条（職務育成者の義務） 職務育成者は、当該国有品種保護権を処分するか、実施するのに国やその相手が必要とする事項がある場合は、これに協力しなければならない。

第 40 条（品種保護出願書） 法第 30 条第 1 項の規定により品種保護を受けようとする者は、別紙第 19 号書式の品種保護出願書に次の各号の書類および種子試料を添付して、山林庁長・国立種子院長や国立水産科学学院院长に提出しなければならない。

1. 品種の写真
2. 種子試料。ただし、種子試料が苗木、栄養体や水産植物の場合には、栽培試験が少ないなどを考慮して、山林庁長・国立種子院長や国立水産科学院長が別に提出を要求された時期に提出を要求された場所に提出しなければならない。
3. 品種保護出願手数料の納付証明書 1 部
4. 優先権主張料納付証明書 1 部（優先権を主張する場合のみ該当する）
5. 権利に関する持分を証明する書類 1 部（持分が約定されている場合のみ該当する）
6. 代理権を証明する書類 1 部（代理人を通じて提出する場合のみ該当する）
7. 「遺伝子組み換え生物の国境を越える移動等に関する法律」第 8 条第 3 項の規定によるリスク審査書 1 部（遺伝子組み換え品種である場合にのみ該当する）

第 41 条（優先権証明書類の提出等） ①法第 31 条第 4 項の規定により優先権を主張しようとする者は、別紙第 20 号書式の届出書に次の各号の書類を添付して、山林庁長・国立種子院長や国立水産科学院長に提出しなければならない。

1. 最初に品種保護出願した国の政府が認める品種保護出願書の謄本と翻訳各 1 部
2. 代理権を証明する書類 1 部（代理人を通じて提出する場合のみ該当する）

②大韓民国に品種保護出願をした後、同じ品種を外国に品種保護出願して優先権を主張しようとする者は、別紙第 21 号書式の優先権証明書を山林庁長・国立種子院長や国立水産科学院長に提出しなければならない。この場合、代理人を通じて提出するときは、その代理権を証明する書類 1 部を添付しなければならない。

③第 2 項の規定により優先権証明書を受けた山林庁長・国立種子院長や国立水産科学院長は、その申請内容に関して事実かどうかを確認した後、別紙第 22 号書式の優先順位の証明書を申請者に交付しなければならない。

④法第 31 条第 5 項の規定により出願品種の審査を延期しようとする者は、別紙第 23 号書式の申請書を山林庁長・国立種子院長や国立水産科学院長に提出しなければならない。この場合、代理人を通じて提出するときは、その代理権を証明する書類 1 部を添付しなければならない。

第 42 条（品種保護出願登録簿等） ①法第 32 条第 1 項の規定による品種保護出願登録簿は、別紙第 24 号書式に従う。

②山林庁長・国立種子院長や国立水産科学院長は、品種保護出願を、別紙第 24 号書式の品種保護出願登録簿に登録した場合には、品種保護出願番号と品種保護出願日を記載した

品種保護出願番号通知書を、その品種保護出願人に送付しなければならない。

第 43 条（補正の却下の決定）法第 35 条第 1 項の規定による補正の却下の決定は、次の各号の事項を記載した書面によらなければならない。

1. 品種保護出願番号と品種保護出願年月日
2. 出願品種の名称
3. 品種保護出願人の氏名及び住所（法人の場合には、その名称、代表者の氏名及び営業所の所在地をいう。）
4. 品種保護出願人の代理人氏名及び住所又は営業所の所在地（代理人を通じて提出する場合のみ該当する）
5. 却下決定のご主文（主文）とその理由
6. 却下の決定年月日

第 3 節 審査等

第 44 条（品種保護出願の公開日）品種保護出願の公開日は、法第 53 条の規定による品種保護公報（以下「公報」という。）に該当品種保護出願が公開された旨を掲載して発行した日とする。

第 45 条（出願公開）法第 37 条第 1 項の規定による出願公開をするときは、次の各号の事項を公報に掲載しなければならない。

1. 第 43 条第 1 号から第 4 号までの事項
2. 育成者の氏名及び住所
3. 出願品種が属する作物の学名と一般名
4. 優先権主張の有無
5. 出願品種の特性
6. 担当審査官
7. 出願公開番号、出願公開年月日

第 46 条（公開された品種保護出願に関する情報の提供）法第 37 条第 2 項の規定により公開された品種保護出願に関する情報を提供しようとする者は、別紙第 25 号書式の届出書に次の各号の書類や物を添付して、山林庁長・国立種子院長や国立水産科学院長に提出しなければならない。

1. 情報の内容を証明する書類やその他の物の各 1 部
2. 代理権を証明する書類 1 部（代理人を通じて提出する場合のみ該当する）

第 47 条（審査の方法） ①法第 40 条第 1 項の規定による出願品種の審査は、書類審査および栽培審査の方法である。ただし、審査官が必要と認める場合には、栽培審査をしないことができる。

②第 1 項の規定による栽培審査を行う場合には、区別性・均一性と安定性に区分して判定する。

第 48 条（調査または試験の委託手続等） ①法第 40 条第 2 項の規定により審査のための調査や試験の委託を受けた者（以下「調査官」という。）は、次の各号の事項を記した調査計画書や試験計画書を山林庁長・国立種子院長や国立水産科学院長に提出しなければならない。

1. 調査の概要や試験の概要
2. 調査期間または試験期間
3. 調査費用や試験の費用

②山林庁長・国立種子院長や国立水産科学院長は、第 1 項の規定により提出された調査計画書や試験計画書が適切でないとする場合には、期間を定めて補正を命ずることができる。

③調査官は調査や試験が終わった場合、遅滞なく、その結果を山林庁長・国立種子院長や国立水産科学院長に通知しなければならない。

第 49 条（拒絶決定等） ①法第 42 条第 1 項の規定による拒絶決定は、次の各号の事項を記載した書面によらなければならない。

1. 第 43 条第 1 号から第 4 号までの事項
2. 出願公開番号、出願公開年月日
3. 拒絶理由通知年月日
4. 拒絶決定の注文とその理由
5. 拒絶決定年月日

②法第 42 条第 3 項の規定による拒絶決定の公告をするときは、第 1 項各号の事項を公報に掲載しなければならない。

第 50 条（意見書の提出）法第 42 条第 2 項の規定により拒絶理由に対する意見書を提出しようとする者は、別紙第 26 号書式の意見書に次の各号の書類及び物件を添付して、山林庁長・国立種子院長や国立水産科学院長に提出しなければならない。

1. 意見内容を証明する書類やその他の物の各 1 部
2. 代理権を証明する書類 1 部（代理人を通じて提出する場合のみ該当する）

第 51 条（品種保護の決定） ①法第 43 条第 1 項の規定による品種保護の決定は、次の各号の事項を記載した書面によらなければならない。

1. 第 43 条第 1 号から第 4 号までの事項
2. 出願公開番号、出願公開年月日
3. 品種保護決定の主文とその理由
4. 品種保護決定年月日

②法第 43 条第 3 項の規定による品種保護の決定の公告をするときは、次の各号の事項を公報に掲載しなければならない。

1. 第 1 項各号の事項
2. 出願品種が属する植物の学名と一般名
3. 出願品種の育成過程
4. 出願品種の主な形態的特性
5. 出願品種が、対照品種と区別される特性
6. 出願品種の均一性と安定性

第 52 条（品種保護料の追加納付又は補填による品種保護出願などの回復） ①法第 49 条第 1 項の規定により品種保護料を追加納付し、又は補填しようとする者は、別紙第 27 号書式の申請書に次の各号の書類を添付して、山林庁長・国立種子院長や国立水産科学院長に提出しなければならない。

1. 本人が責任を負うことができない事由に追加納付期間内に品種保護料を納付し、又は補填期間内に補填していなかったことを証明する書類 1 部
2. 代理権を証明する書類 1 部（代理人を通じて提出する場合のみ該当する）

②法第 49 条第 3 項の規定により品種保護権の回復を申請しようとする品種保護権者は、別紙第 27 号書式の申請書にその旨を記載し、次の各号の書類を添付して、山林庁長・国立種子院長や国立水産科学院長に提出しなければならない。

1. 追加納付期間または保全期間満了日に、その保護品種が実施されていたことを証明する書類 1 部
2. 代理権を証明する書類 1 部（代理人を通じて提出する場合のみ該当する）

第4節 品種保護権

第53条（種子試料の保管） ①山林庁長・国立種子院長や国立水産科学学院院长は、法第54条第3項の規定により種子試料の保管・管理のための種子の保管・管理・責任者を指定しなければならない。

②第1項の規定による種子の保管・管理責任者は、山林庁長・国立種子院長や国立水産科学学院院长が定める種子の保管および管理の方法等に応じて種の試料を保管・管理しなければならない。

③法第54条第3項後段に応じて種子試料が苗木、栄養体や水産植物の場合には、栽培試験が少ない（適期）などを考慮して、山林庁長・国立種子院長や国立水産科学学院院长から別途提出を要求された時期に、提出を指示された場所に提出しなければならない。

第54条（品種保護権登録証） ①法第54条第5項の規定による品種保護権登録証は、別紙第28号書式のとおりである。

②第1項の規定による品種保護権登録証を訂正発行受けようとする者は、別紙第29号書式の申請書に次の各号の書類を添付して、山林庁長・国立種子院長や国立水産科学学院院长に提出しなければならない。

1. 品種保護権登録証
2. 代理権を証明する書類1部（代理人を通じて提出する場合のみ該当する）

③第1項の規定による品種保護権登録証の再発行を受けようとする者は、別紙第29号書式の申請書を山林庁長・国立種子院長や国立水産科学学院院长に提出しなければならない。

第55条（品種保護権の相続に関する申告等）法第62条第2項の規定により品種保護権、専用実施権又は質権の継承やその他の一般相続の旨を申告しようとする者は、別紙第30号書式の申告書に次の各号の書類を添付して、山林庁長・国立種子院長や国立水産科学学院院长に提出しなければならない。

1. 申告内容を証明する書類1部
2. 代理権を証明する書類1部（代理人を通じて提出する場合のみ該当する）

第56条（通常実施権の設定についての財政の請求）法第67条第1項の規定により通常実施権の設定についての裁定を請求しようとする者は、別紙第31号書式の請求書に次の各号の書類や物を添付して、山林庁長・国立種子院長や国立水産科学学院院长に提出しなければならない。

ならない。

1. 請求書の副本 1 部
2. 請求事項を証明する書類やその他の物の各 1 部
3. 代理権を証明する書類 1 部（代理人を通じて提出する場合のみ該当する）

第 57 条（答弁書の提出）法第 68 条の規定により財政の請求に対する答弁書を提出しようとする者は、別紙第 32 号書式の答弁書に次の各号の書類及び物件を添付して、山林庁長・国立種子院長や国立水産科学院長と提出しなければならない。

1. 答弁書の副本 1 部
2. 回答の内容を証明する書類やその他の物の各 1 部
3. 代理権を証明する書類 1 部（代理人を通じて提出する場合のみ該当する）

58 条（通常実施権の期間の延長の請求）法第 69 条第 3 項の規定により通常実施権の期間を延長しようとする者は、別紙第 33 号書式の請求書に次の各号の書類を添付して、山林庁長・国立種子院長や国立水産科学学院院长に提出しなければならない。

1. 延長事由を証明する書類 1 部
2. 代理権を証明する書類 1 部（代理人を通じて提出する場合のみ該当する）

第 59 条（裁定の取消しの申立て）法第 72 条第 2 項の規定により裁定の取り消しを申請しようとする者は、別紙第 34 号書式の申請書に次の各号の書類を添付して、山林庁長・国立種子院長や国立水産科学院長に提出しなければならない。

1. 申請書副本 1 部
2. 裁定の取り消しの理由を証明する書類 1 部
3. 代理権を証明する書類 1 部（代理人を通じて提出する場合のみ該当する）

第 60 条（答弁書の提出）法第 72 条第 3 項において準用する法第 68 条の規定により裁定の取消しの申立てについての答弁書を提出しようとする者は、別紙第 35 号書式の答弁書に次の各号の書類及び物件を添付して、山林庁長・国立種子院長や国立水産科学院長に提出しなければならない。

1. 答弁書の副本 1 部
2. 回答の内容を証明する書類やその他の物の各 1 部
3. 代理権を証明する書類 1 部（代理人を通じて提出する場合のみ該当する）

第 61 条（裁定の取消決定）法第 72 条第 3 項の規定による裁定の取消決定は、次の各号の事項を記載した書面によらなければならない。

1. 品種保護権の登録番号と品種保護権登録年月日

2. 保護品種の名称
3. 品種保護権者及び裁定を受けた者の氏名及び住所（法人の場合には、その名称、代表者の氏名及び営業所の所在地をいう。）
4. 品種保護権者及び裁定を受けた者の代理人の氏名と住所または営業所の所在地（代理人を通じて提出する場合のみ該当する）
5. 裁定の内容と財政年月日
6. 裁定取り消しの主文とその理由
7. 裁定取り消し年月日

第 62 条（品種保護権の取り消し） ①法第 79 条第 3 項において準用する法第 42 条第 2 項の規定により品種保護権の取り消しの意見書を提出しようとする者は、別紙第 36 号書式の意見書に次の各号の書類および物品を添付して、山林庁長・国立種子院長や国立水産科学院長に提出しなければならない。

1. 意見内容を証明する書類やその他の物品各 1 部
2. 代理権を証明する書類 1 部（代理人を通じて提出する場合のみ該当する）

②法第 79 条第 3 項において準用する法第 42 条第 3 項の規定により品種保護権取り消しの公告をするときは、次の各号の事項を公報に掲載しなければならない。

1. 第 61 条第 1 号及び第 2 号に掲げる事項
2. 品種保護権者の氏名及び住所（法人の場合には、その名称、代表者の氏名及び営業所の所在地をいう。）
3. 品種保護権者の代理人の氏名と住所または営業所の所在地（代理人を通じて提出する場合のみ該当する）
4. 品種保護権取り消しの主文とその理由
5. 品種保護権取り消し年月日

第 63 条（品種保護権の消滅発表）山林庁長・国立種子院長や国立水産科学院長は、法第 80 条の規定により品種保護権が消滅した場合には、その旨を公報に掲載しなければならない。

第 64 条（品種保護の表示）品種保護権者、専用実施権者又は通常実施権者は、法第 88 条の規定により、その保護品種の種子を入れた容器または包装に「品種保護」という文字と、その品種保護権の登録番号を表示することができる。

第5節 審判と再審

第65条（審判請求書）法第91条又は第92条の規定により審判請求をしようとする者は、別紙第37号書式の請求書に次の各号の書類を添付して、審判委員会委員長に提出しなければならない。

1. 請求書の副本1部
2. 代理権を証明する書類1部（代理人を通じて提出する場合のみ該当する）

第66条（審判番号の付与等）①審判委員会委員長は、第65条の規定により審判請求を受けたときは、審判番号を付与し、その事件に対して、法第90条第2項の規定による品種保護審判委員（以下「審判委員」とする）を指定しなければならない。

②審判委員会委員長は、第1項の規定により審判委員を指定するか、指定された審判委員が変更されたときは、その事実を当事者に書面で通知しなければならない。ただし、審判委員が変更されたときは、遅滞なく、その事実を公報に公告することにより、書面による通知をもって代えることができる。

第67条（答弁書の提出）法第98条で準用する「特許法」第147条第1項の規定により答弁書を提出しようとする者は、別紙第38号書式の答弁書に次の各号の書類を添付して、審判委員会委員長に提出しなければならない。

1. 答弁書の副本1部
2. 代理権を証明する書類1部（代理人を通じて提出する場合のみ該当する）

第68条（証明資料の添付）法第98条で準用する「特許法」第147条の規定による請求人又は被請求人は、審判について提出する証明資料が書面である場合には、その謄本を、物品である場合には、その実物や実物の写真を相手方に送付するために必要な数だけ添付しなければならない。

第69条（審判委員の除斥申請書等）法第98条で準用する「特許法」第149条又は第151条の規定により審判委員の除斥申請又は忌避申請をしようとする者は、別紙第39号書式の申請書に次の各号の書類を添付して、審判委員会委員長に提出しなければならない。

1. 申請書副本1部
2. 代理権を証明する書類1部（代理人を通じて提出する場合のみ該当する）

第70条（口頭審理の方法）法第98条で準用する「特許法」第154条第1項の規定により

口頭審理を行う場合には、韓国語を使用しなければならない。

第71条（審判の参加申込書）法第98条で準用する「特許法」第156条第1項の規定により審判の参加を申請する者は、別紙第40号書式の申請書に次の各号の書類を添付して、審判長に提出しなければならない。

1. 申請書副本1部
2. 代理権を証明する書類1部（代理人を通じて提出する場合のみ該当する）

第72条（意見書の提出）法第98条の規定により準用する「特許法」第156条第2項又は第157条第5項の規定による意見書を提出しようとする者は、別紙第41号書式の意見書に次の各号の書類及び物件を添付して審判長に提出しなければならない。

1. 意見書の写し1部
2. 意見内容を証明する書類やその他の物各1部
3. 代理権を証明する書類1部（代理人を通じて提出する場合のみ該当する）

第73条（証拠保全申請）法第98条で準用する「特許法」第157条第1項の規定による証拠保全の申請をしようとする者は、別紙第42号書式の申請書を山林庁長・国立種子院長・国立水産科学院長又は審判長に提出しなければならない。この場合、代理人を通じて提出する場合には、その代理権を証明する書類1部を添付しなければならない。

第74条（審判請求の取下げ）①法第98条で準用する「特許法」第161条第1項本文に基づいて審判請求を取り下げたい者は、別紙第9号書式の取下書に次の各号の書類を添付して、審判委員会の委員長に提出しなければならない。

1. それを証明する書類1部（相手の同意が必要な場合のみ該当する）
2. 代理権を証明する書類1部（代理人を通じて提出する場合のみ該当する）

②審判委員会委員長は、審判請求が取り下げられたときには、これを相手方に書面で通知しなければならない。

第75条（審理終結の通知後に提出された書類）法第98条で準用する「特許法」第162条第3項の規定により審理の終結を通知した後、当事者又は参加人が提出した書類は、審決に参酌しないものとし、その書類は、申請がある場合にのみ、当事者又は参加人に返還する。ただし、その返還の前に法第98条で準用する「特許法」第162条第4項の規定により審理を再開（再開）した場合には、この限りでない。

第76条（審理の再開申請）①法第98条で準用する「特許法」第162条第4項の規定に

より審理の再開を申請しようとする者は、別紙第 43 号書式の申請書に次の各号の書類を添付して、審判長に提出しなければならない。

1. 申請書副本 1 部
2. 代理権を証明する書類 1 部（代理人を通じて提出する場合のみ該当する）

②審判長は、審理が再開されたときは、これを相手方に書面で通知しなければならない。

第 77 条（審判の決定書） 審判員は審判の決定をする場合には、次の各号の事項を記した決定書を作成し、記名捺印しなければならない。

1. 審判番号
2. 当事者・参加人（参加申請者を含む。以下この条において同じ。）の氏名及び住所（法人の場合には、その名称、代表者の氏名及び営業所の所在地をいう。）
3. 当事者・参加人の代理人の氏名と住所または営業所の所在地（代理人を通じて提出する場合のみ該当する）
4. 審判事件の表示
5. 決定の主とその理由
6. 決定年月日

第 78 条（審判費用） 法第 98 条で準用する「特許法」第 165 条第 5 項の規定による審判に関する費用の決定を請求しようとする者は、その請求に必要な声明と証明書類を添付して、審判委員会委員長に提出しなければならない。

第 79 条（再審の請求書） 法第 99 条第 1 項の規定により再審を請求しようとする者は、別紙第 44 号書式の請求書に次の各号の書類を添付して、審判委員会委員長に提出しなければならない。

1. 請求書の副本 1 部
2. 代理権を証明する書類 1 部（代理人を通じて提出する場合のみ該当する）

第 3 章 品種の名称

第 80 条（協議の結果の届出） 法第 108 条第 2 項において準用する法第 25 条第 2 項の規定による協議によって定められた品種名称登録出願を提出しようとする者は、同じ品種の名称の品種名称登録出願人全員が記名押印した別紙第 12 号書式の申告書に次の各号の書類を添付して、山林庁長・国立種子院長や国立水産科学院長に提出しなければならない。

1. 協議成立の事実およびその内容を証明する書類 1 部
2. 代理権を証明する書類 1 部（代理人を通じて提出する場合のみ該当する）

第 81 条（品種名称登録出願番号の通知）山林庁長・国立種子院長や国立水産科学学院院长は、法第 109 条第 1 項の規定による品種名称登録出願があればその品種名称登録出願番号と品種名称登録出願の日を以下の品種名称登録出願番号通知書を当該品種名称登録出願人に送付しなければならない。

第 82 条（新品種の名稱の提出）法第 109 条第 5 項又は第 117 条第 2 項の規定により新品種の名稱を提出しようとする者は、別紙第 45 号書式の届出書に代理権を証明する書類 1 部を添付（代理人を通じて提出している場合のみ該当する）して、山林庁長・国立種子院長や国立水産科学学院院长に提出しなければならない。

第 83 条（品種名称登録出願公告）①法第 109 条第 6 項の規定による品種名称登録出願公告をするときは、次の各号の事項を公報に掲載しなければならない。

1. 品種名称登録出願番号と品種名称登録出願年月日
2. 品種名称登録出願人の氏名及び住所（法人の場合には、その名称、代表者の氏名及び営業所の所在地をいう。）
3. 品種名称登録出願品種の名称
4. 品種名称登録出願人の代理人の氏名と住所または営業所の所在地（代理人を通じて提出する場合のみ該当する）
5. 担当審査官
6. 品種名称登録出願公告番号と品種名称登録出願公告年月日

②品種名称登録出願の公告は、第 1 項の規定による公報が発行された日とする。

第 84 条（審査規定の準用）法第 109 条第 7 項の規定による品種名称登録異議の申立てについては、第 68 条及び第 78 条の規定を準用する。

第 85 条（品種名称登録原簿）法第 109 条第 8 項の規定による品種名称登録原簿は、別紙第 46 号書式に従う。

第 86 条（品種名称登録異議の申立て）法第 110 条の規定により品種名称登録異議の申立てをしようとする者は、別紙第 47 号書式の異議申し立て書には、次の各号の書類及び物品を添付して、山林庁長・国立種子院長や国立水産科学学院院长に提出しなければならない。

1. 品種名称登録異議申し立て書の副本 1 部
2. 品種名称登録異議の申立てを証明する書類やその他の物の各 1 部
3. 代理権を証明する書類 1 部（代理人を通じて提出する場合のみ該当する）

第 87 条（答弁書の提出）法第 112 条第 1 項の規定による品種名称登録異議の申立てに対する答弁書を提出しようとする者は、別紙第 48 号書式の答弁書に次の各号の書類及び物件を添付して、山林庁長・国立種子院長または国立水産科学院長に提出しなければならない。

1. 答弁書の副本 1 部
2. 回答の内容を証明する書類やその他の物品の各 1 部
3. 代理権を証明する書類 1 部（代理人を通じて提出する場合のみ該当する）

第 88 条（品種名称登録異議の申立てについての決定）審査官は、法第 112 条第 2 項の規定により品種名称登録異議の申立てについての決定をするときは、次の各号の事項を記載した書面によらなければならない。

1. 品種名称登録出願番号、品種名称登録出願年月日及び品種名称登録出願品種の名称
2. 品種名称登録出願および品種名称登録異議申立人の氏名及び住所（法人の場合には、その名称、代表者の氏名及び営業所の所在地をいう。）
3. 品種名称登録出願および品種名称登録異議申立人の代理人の氏名と住所または営業所の所在地（代理人を通じて提出する場合のみ該当する）
4. 品種名称登録出願公告番号と品種名称登録出願公告年月日
5. 異議決定の注文とその理由
6. 異議の決定の年月日

第 89 条（拒絶決定等）①審査官は、次の各号に掲げる事項の通知又は決定をする場合には、その通知書または決定書を作成し、記名捺印しなければならない。

1. 法第 109 条第 5 項の規定による拒絶理由
2. 法第 109 条第 6 項の規定による出願公告
3. 法第 113 条第 4 項において準用する法第 42 条第 2 項の規定による拒絶理由

②審査官は、法第 109 条第 5 項の規定による拒絶または同条第 8 項の規定による品種名称登録をする場合は、次の各号の事項を記した拒絶決定書または品種名称登録決定書を作成し、記名捺印しなければならない。

1. 第 83 条第 1 項第 1 号から第 4 号までの事項
2. 品種名称登録出願公告番号と品種名称登録出願公告年月日（出願公告があった場合のみ該当する）
3. 拒絶理由通知年月日（拒絶の決定があった場合のみ該当する）
4. 決定の注文とその理由
5. 決定年月日

第4章 補則

第90条（公報）法第37条第42条第43条第53条第54条及び第109条の規定による公報は、山林庁長・国立種子院長や国立水産科学学院院长が定めるところにより、電子媒体で発行することができる。

第91条（紛争の調整）①法第119条第1項の規定により調停を申請しようとする者は、別紙第49号書式の調整申請書に次の各号の書類を添付して法第118条の規定による種子委員会（以下「種子委員会」という。）に提出しなければならない。

1. 当事者間の交渉経緯書（紛争が発生したときから調整の申請をするまでの継続的交渉の内容と、その内容を証明できる資料をいう。）
2. 調停申請事件の審査調整の参考にすることができる客観的なデータ

②種子委員会は、法第119条第4項ただし書に基づいて調整期間を延長する場合は、当事者にその延長事由と拡張の内容を書面で通知しなければならない。

③法第119条第6項の規定による負担費用は、次の各号の費用を合算した金額とする。

1. 栽培試験料、材料費、人件費や消耗品の購入費
2. 遺伝子検査の費用：検査試薬コストと人件費

④第3項の規定による費用は、納付通知を受けた日の属する月の翌月末日までに現金で納付しなければならない。

第92条（使用文字）法第127条但書の規定により次の各号の事項は、英語で表記することができる。ただし、第2号及び第4号を英語で表記している場合には、ハングルで音訳して一緒に記載しなければならない。

1. 学名
2. 品種名称
3. ハングルで表記することが適切な用語がない専門用語
4. 外国人の氏名及び法人の名称
5. 外国の住所および営業所の所在地

第93条（書類の閲覧等）法第128条第2項の規定により書類の閲覧又は複写を申請しようとする者は、別紙第50号書式または別紙第51号書式の申請書を山林庁長・国立種子院長・国立水産科学学院院长または審判委員会委員長に提出しなければならない。この場合、代

理人を通じて提出する場合には、その代理権を証明する書類 1 部を添付しなければならない。

第 94 条（権限の委託を受けることができる団体等）法第 129 条第 2 項の「共同部令で定める農林水産業に関連する法人または団体」とは、次の各号の協会や団体をいう。

1. 「農業協同組合法」に従った組み合わせと、その中央会
2. 「水産業協同組合法」による漁業協同組合及びその中央会
3. 「森林組合法」による組合及びその中央会
4. 「ヨブヨンチョ生産協同組合法」に基づくヨブヨンチョ生産協同組合及びその中央会
5. 「民法」第 32 条の規定により農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官の許可を受けて設立された種子産業関連協会

附則<第 46 号、 2013.10.18 >

この規則は、公布の日から施行する。

(以下、様式等省略)